

令和8年度

仕 様 書

件名 高規格救急自動車 (3)

仙台市消防局総務部管理課

第1 入札案件

- 1 品名
高規格救急自動車
- 2 数量
3台
- 3 納入期限
令和9年2月15日（月）
- 4 納入場所
仙台市消防局（仙台市青葉区堤通雨宮町2－15）

第2 総則

- 1 目的
この仕様書は、仙台市消防局（以下「当局」という。）において、令和8年度に購入する高規格救急自動車の一切に適用する。

2 概要

傷病者を医療機関に搬送する間、救急救命士が救命処置をできるように、各種救急医療機器等を装備する消防用の高規格救急自動車（以下「救急車」という。）である。

3 適合法令

- (1) 救急車は、「救急業務実施基準（昭和39年3月3日付け自消甲教発第6号通知）第10条に定める要件」、「道路運送車両法」及び「道路運送車両法の保安基準」その他関係法令、通達に適合し緊急自動車として承認の得られるものであること。

- (2) 入札参加申請業者は、本仕様書別表4の医療機器等を取り扱うために必要な資格（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条に定める販売業の許可及び同法第39条の2に定める管理者の設置等）を有していること。また、競争入札参加申請時にこれらを証明する書類を提出すること。

4 製作上の問題処理

製作は、仕様目的を十分に達成するため誠意をもって行い、仕様内容に疑義の生じた場合は、その都度速やかに当局と協議し、指示を受けること。

なお、仕様変更は、事前に発注者の承認を受けること。又、救急車製作にあたり工業所有権その他の法令に抵触する問題が生じたときは、受注者がこれらの問題解決を行うこと。

5 製作上の注意

消防車両として最適の構造及び性能を十分に有し、次のとおりとすること。

- (1) 各装置及びパーツの取り付けは、原則としてボルト締付けとすること。
なお、ボルト等はネジロック剤を使用し確実に締め付けること。
- (2) 車体全般にわたり防水措置及び防錆措置を十分に行うこと。特に下廻りの部材の継ぎ目は、すべてコーキングをすること。
- (3) 清掃、点検、調整及び修理が容易に行えること。
- (4) 使用取扱上の安全性、操作性を十分に考慮したものであること。
- (5) 全体的に重量軽減を図り、前後左右の荷重バランスを十分に考慮すること。
- (6) 堅ろうにして長期の使用に十分に耐え得るものであり、かつ、維持管理が経済的に行えるものであること。
- (7) 水洗い整備ができるとともに、残水等の生じない構造とすること。又、フェンダー等で器具接触等により塗装剥離のおそれのある部分には、適切な保護対策を講じること。

6 規格及び表示

規格

- (1) 車両に使用する材料及び部品は、特に指定するものを除き、すべて日本産業規格（JIS）

のものを使用すること。ただし、ネジ類については、ISOネジ又は、これに準じたものを使用すること。

(2) 表示

ア 車両に使用する絵表示以外の表示は、日本語、又は英語で表示すること。

イ 車両に使用する単位等の表示は、すべてSI単位で表示すること。

7 登録の費用

自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険の費用は発注者負担とし、車庫証明書その他救急車の新規登録に要する費用は、受注者がすべて負担すること。また、自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は、発注者が負担するので受注者が立替え払いし、納車後に当該車両代金と別に発注者に請求すること。

8 登録の代行

救急車製作完了後、新規登録のための手続きを受注者が代行し、東北運輸局宮城運輸支局長の行う当該検査に合格させること。

9 保証及び保守体制

(1) 保証

本車の保証期間は、検査合格後1年とする。

積載品等で1年以上のメーカー保証期間が定められている場合は、メーカーの指定する期間とする。

なお、保証期間後であっても設計、製作及び材質不良等の瑕疵によって生じた問題については、受注者が無償で修復すること。

(2) 保守体制

ア 当該車両のメンテナンス体制

点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は1日以内とすること。

イ 技術員の派遣体制

修理依頼から現場到着までの所要日数は1日以内とすること。

ウ メーカー技術員の派遣体制

修理依頼から現場到着までの所要日数は2日以内とすること。

エ 保守期間

検査合格後1年を無償の保守期間とすること。

なお、無償の保守期間後についても、無償の期間に準じた保守体制をとること。

10 事故防止

架装及び車両の移動にあたっては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合は、速やかに当局に連絡するとともに、その被害等について一切の責任を負うこと。

11 検査

(1) 受注者は、発注者が行う中間検査及び完成検査を受けること。

(2) 中間検査は、作業工程を考慮し随時行う。

(3) 完成検査は、車検取得後に行うものとし、車両、取付品、積載品、付属品すべてを一括して行うものとする。

(4) その他必要に応じ検査を行うものとする。

12 提出書類

12-1 提出書類

(1) 製作承認図書類、完成図書及び取扱説明書は、すべてA4判ファイルに一括綴じること。(写真は除くこと)

(2) 図面は、すべてA3判又はA4判とすること。

(3) 外国製品については、すべて日本語に翻訳すること。又、各単位には、SI単位を併記すること。

(4) 外注先一覧表・・・1部

製作を外注する場合は、次の内容の外注先一覧表を当局に提出すること。

- ア 会社名
- イ 所在地
- ウ 電話番号
- エ 外注内容（品目及び作業内容等）

12-2 着手届・・・1部

契約日の翌日まで、当局に着手届を提出すること。

12-3 全体工程表・・・2部

契約後14日以内に、シャシーの製作を含めた全体の工程表を当局に提出すること。

12-4 製作承認図書類・・・3部（返却分1部を含む）

受注者は、架装開始前に、仕様書に基づく次の書類を提出し、当局の承認を受けること。

(1) 架装工程表（外注先の作業工程を含む）

(2) 製作承認図

- ア 架装外観4面図
- イ 詳細な器具収納ボックス拡大図及び詳細な器具取付装置図（3面図）
- ウ 電気配線図（種類、ヒューズ容量明示）
- エ 改造自動車重量計算書

12-5 完成図書・・・4部（車両台数プラス1部）

完成図書は、次のとおりとし、完成車納入時に提出すること。

12-5-1 シャシー関係図

(1) シャシーの諸元明細書又は詳細な仕様書

(2) シャシーカタログ

(3) シャシー使用電球型式一覧表

- ア 名称（取付位置）
- イ 種類
- ウ 型式
- エ その他

(4) シャシー使用ヒューズ型式一覧表

- ア 名称
- イ 数量
- ウ 定格（アンペア数）
- エ 形状
- オ 寸法
- カ 取付位置
- キ その他

12-5-2 架装関係図書

(1) 架装外観4面図（承認図を修正したもの）

(2) 詳細な器具収納ボックス拡大図及び詳細な器具取付装置図（3面図で承認図を修正したもの）

(3) 電気配線図（承認図を修正したもので種類、電球のワット数とJIS番号明示）

(4) 使用電球一覧表

- ア 名称（取付位置）
- イ 種類
- ウ 型式
- エ その他

- (5) 使用ヒューズ一覧表
 - ア 名称（系統名）
 - イ 数量
 - ウ 定格（アンペア数）
 - エ 形状
 - オ 寸法
 - カ 取付位置
 - キ その他
- (6) 装備品等一覧表（品名、数量、製作会社名、電話番号、型式明示）
- (7) 装備品等の仕様明細書（諸元明示）
- (8) 装備品等のカタログ又は写し
- (9) 改造自動車等審査届出書写し
- (10) 自動車検査証の写し
- (11) 重量測定及び転覆角度試験結果成績書（写真付）
- 12-6 取扱説明書・・・3部（車両台数分）
 - (1) シャシー取扱説明書（シャシー取付品を含む）
 - (2) 装備品取扱説明書
 - （ストレッチャー、インバーター、電子サイレンアンプ、赤色警光灯類、その他取付品積載品付属品等）
- 12-7 写真（CD-R等の電子データ付）
 - (1) 架装工程写真（カラーL判）・・・1式
 - 救急車架装中のもので工程ごと提出すること。
 - (2) 完成写真（カラーL判）
 - ア 緊急自動車事前届出用（前後左右撮影、車検取得前のもの）・・・各2部
 - イ 緊急自動車届出用（前後左右撮影、車検取得後のもの）・・・各2部
 - ウ 資機材収納部の状況・・・1部
- 13 無償点検整備
 - 納車後6カ月の法定定期点検整備は、受注者が無償で行うこと。
- 14 その他
 - 道路交通法施行令第13条の規定に基づく緊急自動車の届出事務処理上必要なものとして、当該車両の車両型式、車体番号が記載されている書類、及び上記「12-7（2）ア」の写真を車検取得日の10日前までに提出すること。

第3 仕様

1 材質の規格

- (1) 材料及び部品は、すべて新規製品を使用すること。
- (2) ステップ等は、アルミ縞鋼板又はステンレス鋼板を使用し、表面はポリウレタ樹脂塗膜等の防水・防食・耐摩擦性の高い処理を施し、併せて防滑処理を実施すること。
- (3) 外部に取り付けるボルト、ナット類はステンレス製又はスチール製とし、それによりがたい場合は当局と協議すること。
- (4) コーキング及びシーリング類は、弾力性のあるものを使用し、経年変化により硬化し難いものとする。
- (5) その他の材料は、次によること。
 - ア プラスチック類は、すべて難燃性のものを使用すること。
 - イ ゴム製品は、すべて耐油性の合成ゴムを使用すること。
- (6) 潤滑油及び各種作動油は、各メーカーが指定するものを使用すること。

2 主要諸元

- | | |
|-----------|---|
| (1) エンジン | 水冷4サイクルのガソリンエンジン |
| (2) 総排気量 | 2, 480cc以上 |
| (3) 最高出力 | 公称出力が105kW(145ps)以上 |
| (4) 軸 数 | 2軸 |
| (5) 駆動方式 | 4輪駆動 |
| (6) 変速装置 | オートマチックトランスミッション |
| (7) 軸間距離 | 3, 500mm以内 |
| (8) 車両寸法 | |
| 全 長 | 5, 800mm以内 |
| 全 幅 | 1, 900mm以内 |
| 全 高 | 3, 000mm以内 |
| (9) 車両総重量 | 3, 500kg未満(別表2及び別表3の1. 3~5. 7. 8、別表4、別表5の重量を含む) |

3 シャシー(機関及び台車)

3-1 シャシー規格

- (1) 使用するシャシーは、令和8年に製作されたものを使用すること。
- (2) 使用するシャシーは、平成30年基準50%低減レベル以上の低排出ガス認定車とすること。
- (3) 使用するシャシーは、シャシーメーカー純正の寒冷地仕様とすること。

3-2 オートマチックトランスミッション

- (1) 電子制御式オートマチックトランスミッションとすること。
- (2) 前進がオーバードライブ付で5速以上であること。
- (3) オートマチックトランスミッションには、ロックアップ機構が付属していること。
- (4) オートマチックトランスミッションには、エンジン始動後PレンジからRレンジにシフトする際ブレーキペダルを踏まないとシフトできない構造(シフトロック装置)の安全装置を装備していること。
- (5) シフトレバーの位置は、進行方向に向かってステアリングホイールの左側とすること。

3-3 ブレーキ装置

- (1) フロントブレーキは、ベンチレーテッドディスクブレーキとすること。
- (2) 主ブレーキには、ABS(4輪アンチロックブレーキシステム)を装備すること。
- (3) 駐車ブレーキ(サイドブレーキ)は、機械式のブレーキ装置とすること。
- (4) 自動(被害軽減)ブレーキ装置を取り付けること。

3-4 サスペンション

- (1) サスペンションは、救急自動車として最適なものとすること。
- (2) フロントに、スタビライザを取り付けること。

3-5 ステアリング装置

- (1) ステアリングホイールの位置は、進行方向に向かって右側とすること。
- (2) ステアリング装置はパワーステアリングとし、チルトできる構造とすること。

3-6 ウィンカー及びペダル類の位置

- (1) ウィンカーレバーは、進行方向に向かってステアリングホイールの右側とすること。
- (2) ペダル類は、進行方向に向かって右側からアクセルペダル、ブレーキペダルの順に配置し、操作に支障のないよう適切な間隔に配置すること。
- (3) 運転者が進行方向に向かって右側に着座し、運転に支障のないよう計器、レバー及びその他機器類を適切に配置すること。

3-7 電気装置

- (1) 電気装置は、直流12Vのマイナスアース式とすること。
- (2) シャシーエンジンには、次の充電装置（オルタネーター）を取り付けること。
 - ア オルタネーターは、12V-140A以上とすること。
 - イ オルタネーターに付属するレギュレーター及びワイヤーハーネスは、オルタネーターに適合するものとする。
- (3) バッテリーは、JIS規格55D23Rを2個とし、コード類は十分に余裕を取ること。

3-8 タイヤ

- (1) 使用タイヤは、スペアタイヤを含めチューブレスラジアルタイヤとすること。
- (2) スペアタイヤの脱着が、容易に行える格納装置を適切に取り付けること。
- (3) 納車時は、スタッドレスタイヤとすること。

3-9 燃料タンク

燃料タンクの容量は、65リットル以上とすること。

3-10 視界

- (1) フロント及びリヤの両方のウインドーに間欠式ワイパーを取り付けること。
- (2) 左ドアミラー上部に補助ミラーを取り付けること。
- (3) フロント及びリヤには、アンダーミラーを取り付けること。（電子インナーミラー可）
- (4) リヤウインドウには、デフォッガーを取り付けること。

なお、高温防止の安全対策として、一定時間で電流が止まるタイマー付とすること。
- (5) ドアミラーは、電動格納式リモコンメッキタイプとすること。
- (6) 助手席から後方が確認できる位置に運転席用とは別にルームミラーを取り付けること。
- (7) 運転席及び助手席ドアの窓ガラスは、電動で上下するパワーウインドウとすること。

3-11 取付計器

- (1) スピードメーター（走行距離計及びトリップメーター付き）を取り付けること。
- (2) エンジン冷却装置の水温計を取り付けること。
- (3) 燃料計を取り付けること。
- (4) トランスミッションのポジショニングをメーターパネル内に取り付けること。
- (5) 上記の計器は、夜間用の照明灯（内部照明でも可）を取り付けること。

3-12 運転室のエアコンディショナー

(1) 暖房装置

- ア 暖房装置は、エンジン冷却水利用の温水型とすること。
- イ 暖房装置を運転室内の適切な位置に取り付けること。
- ウ 暖房装置は、運転室内を有効に暖房するのに必要な能力を有するものとする。
- エ 暖房装置は、シャシーメーカー純正品とすること。

(2) 冷房装置

- ア 冷房装置は、シャシーエンジンにより駆動するコンプレッサーを使用すること。
- イ 冷房装置を運転室内のフロントの適切な位置に取り付けること。
- ウ 冷房装置は、運転室内を有効に冷房するのに必要な能力を有するものとする。
- エ 冷房装置は、シャシーメーカー純正品とし、冷媒に使用するガスは、代替フロンガスとすること。
- オ ドレーン水は、適切に車外に排出できるものであること。

なお、冷房装置運転時、結露等のないように適切に対処すること。

(3) 換気装置

- ア 外気を運転室内に導入し送風することができ、運転室内の空気を循環する機能も併せて有するものとする。
- イ 換気装置は、上記の暖房装置及び冷房装置と併用できるエアミックスタイプとすること。

3-13 運転室内取付品

- (1) 運転席及び助手席用のアシストグリップを取り付けること。
- (2) 運転席及び助手席には、E L R付き3点式シートベルトを取り付けること。
- (3) 運転席用の補助拘束装置（S R Sエアバック）を取り付けること。
- (4) 運転室の床面には、フロアシートを張ること。
- (5) 運転席又は助手席付近に小物入れを取り付けること。

3-14 その他

- (1) ヘッドライトはL E Dヘッドランプ、又は、同等以上のヘッドランプとし、車両姿勢に応じて照射軸を一定に保つ機能を有していること。
- (2) ヘッドライト下方にはフォグライトを取り付けること。
- (3) 車体後部左右には、バックライトを取り付けること。
- (4) 冷却水は、ロングライフクーラントを使用し、凍結温度を- 1 5℃以下に設定すること。
- (5) 各車輪にマッドガードを取り付けること。

4 車体の構造及び架装

4-1 車体の構造

- (1) 車体は、大きく分けて運転室と傷病者室に分けること。
- (2) 運転室と傷病者室は、完全に仕切ることなくウォークスルータイプとすること。
- (3) 天板は、断熱性及び遮音性を十分に考慮した構造とすること。
- (4) 側板は、各種資材の収納及び取り付けに対し十分に耐える構造とすること。
- (5) 傷病者室の床は、次のとおりとすること。
 - ア 水洗いに適した防水処置を施すこと。
 - イ 床は、鋼板の上に合板等を張り、更にその上に保護材を張ること。
 - ウ 資器材収納庫等床に直接固定するものについては、十分な防水対策を講じること。
 - エ 床に張るロンリューム等は、壁面（床に直接固定している資器材収納庫等の壁面を含む。）を防水加工すること。
 - オ ロンリューム等は、内装色と調和する色調とすること。
 - カ 車両後方から前方にかけての通路幅は救急隊員の活動がスムーズに実施できるためのスペースとして4 0 0 mm程度確保すること。
- (6) 乗降用ドアは4箇所とし、次のとおりとすること。
 - ア 運転室の左右側面にドア（運転席用及び助手席用）を取り付けること。このドアにはドアバイザーを取り付けること。
 - イ 運転室の左右ドアの後部にサイドスライドドアを取り付けること。
 - ウ 車体後部には、跳ね上げ式ドアを取り付けること。
 - エ 4箇所の乗降用ドアを含むすべてのドアに施錠装置を取り付けること。
なお、この施錠装置は、運転席のドアのロック又はリリースに併せすべてのドアが連動でロック又はリリースされる電磁式集中ドアロック装置とすること。
 - オ キーレスエントリー装置（ワイヤレスのドアロック装置でドアのロック及びリリースが容易にできる装置）を取り付けること。
- (7) 傷病者室には、次のとおり窓ガラスを取り付けること。
 - ア 傷病者室左サイドスライドドアの上半分に取り付けること。
 - イ 跳ね上げ式の後部ドアに埋め込み式の窓ガラスを取り付けること。
 - ウ 傷病者室内の左側に窓ガラスを取り付けること。
 - エ 跳ね上げ式の後部ドアの窓ガラスは、紫外線をカットする機能を有すること。
 - オ 上記の窓ガラスはすべて下方が曇りガラス、又は、これと同等の処理を行うこと。

4-2 座席

- (1) 乗車定員は、7名以上とすること。

- (2) 運転室には、運転席と助手席を設けること。
- (3) 傷病者室には、助手席側に3名以上の座席を取り付けること。このうち1名分（前方に位置する座席）は、前向きのハイバックシートとすること。
ハイバックシートを含むシート下部は収納ボックス又はスペースとすること。また、ハイバックシートには、3点式シートベルトを取り付けること。
- (4) 傷病者（1名）用ストレッチャーが収納できる防振ベッドを傷病者室に取り付けること。
- (5) ストレッチャーの前方に1人掛け座席（背当て付きメディカルシートで跳ね上げ式）を設けること。
- (6) 傷病者室の座席（ハイバックシート除く）には、2点式シートベルトを取り付けること。
- (7) 傷病者室の助手席側の座席にバックボード等をベルト等により固定し、傷病者1名を収容できるようにすること。
- (8) 座席表面はレザー（ビニール可）のシート生地を使用すること。
なお、シート生地は、内装色と調和する色調とすること。
- (9) 運転席、助手席及び傷病者室のハイバックシートに内装色と調和する色調のシートカバーを取り付けること。

4-3 資器材収納庫及び取り付け

- (1) 構造は堅ろうで、かつ、走行中の振動による異常がないものとする。
- (2) 収納物に損傷を与えるおそれのないものとする。
- (3) 各扉及び引出装置には、走行中の振動等により開放しないような固定装置を取り付けること。

なお、固定装置は、容易に固定及び解除ができるものとする。

- (4) 内面には、必要に応じ積載品の固定装置及び緩衝材等を取り付けること。
- (5) 金属製棚等を設置する場合は、鋭利な部分をなくし、当該棚により危害が生じない構造とすること。また、棚のエッジ部分にはゴム（合成樹脂製品でも可能）で被覆すること。
- (6) 傷病者室内の資器材収納庫及び取り付けの設置位置は、車両後方から見て次のとおりとすること。

ア 傷病者室の右側前方（運転席後方）

資器材収納庫内に資器材固定用のマジックベルト等を前後に3組取り付けること。また、任意の高さに調節可能な棚板を2段取り付けること。

イ 傷病者室の右側中央（ME機器ラック）

次の資器材を取り付け、また、容易に取り付け取り外しができるよう複数の専用のブラケット等を取り付けること。

(7) 患者監視装置

専用ブラケット（台座）を取り付け、本体操作に支障のない構造となるよう確実に固定すること。

(イ) 輸液ポンプ

専用のブラケット又はパイプホルダーを作成し固定すること。また、パイプホルダーの取り付け位置は、輸液ポンプ装着時においても操作に支障をきたさない位置とすること。

(ウ) タブレット端末（支給予定品）及び除細動器用プリンター

専用の3段式のブラケットを作成し、最上段にタブレット端末、最下段に除細動器用プリンターを設置でき、操作に支障のない構造として取り付けること。

(エ) 吸引器

取り付け専用のブラケットを作成し、壁面に取り付け固定すること。

ウ 傷病者室の右側上部（ME機器ラック上部）

収納及び設置予定資器材

- (ア) 加湿流量計付酸素吸入装置
- (イ) 耐振動血圧計（ウォール型）
取り付け専用のブラケットを作成し、壁面に取り付け固定すること。
- (ウ) 各種資器材用収納庫 2 箇所（開閉扉 4 箇所）
- エ 傷病者室の右側下部（ME 機器ラック下部）
引き出し式の収納庫 2 箇所取り付けすること。なお、引き出しは、走行中の揺れ等で開かない構造とすること。
- オ 傷病者室の右側後方（ME 機器ラック後方）
3 段式の引き出し収納庫を取り付けること。なお、取り付け位置については、ストレッチャーを積載した状態でも容易に開閉できる位置に取り付けることとし、走行中の揺れ等で開かない構造とすること。
- カ 傷病者室の右側後方（3 段式引き出し収納庫後方）
下部に引違い式扉収納庫、上部に開閉式収納庫（トレイ付き）を取り付けること。なお、開閉式収納庫の扉は鍵付きとすること。
- キ 傷病者室の左側前方（スライドドア入口付近）
2 段式収納庫を取り付けること。（扉は金属製）
2 段式収納庫の上段には、DC 12V 電源供給が可能な状態で温冷蔵庫を適切に取り付けること。（別途協議）
- ク 傷病者室の左側中央上部（ハイバックシート及び横向き 2 人掛け座席上部）
各種資器材用収納庫を 2 箇所取り付けすること。（開閉扉 4 箇所、脱着式仕切板 4 個付）なお、いずれかの扉を鍵付き収納庫とすること。
- ケ 傷病者室左側の横向き 2 人掛け座席下部
各種資器材が収納できること。
なお、携帯型酸素吸入器の予備ボンベ（2 リットル）2 本固定できる金具等を取り付けること。
- コ その他必要と認める箇所
- (7) 酸素ボンベ収納庫
 - ア 傷病者室からボンベのバルブの操作が、容易にできるものであること。
 - イ ボンベの残量が、容易に確認できるものであること。
 - ウ 酸素ボンベの固定装置は、10 リットルボンベ 2 本以上を収納でき、それぞれ個別に脱着できる構造とすること。
- (8) 傷病者室右側の ME 機器ラック下部にダストボックス（仕切り板付き）を収納すること。
- (9) 傷病者室内天井に輸液ビンホルダー（折りたたみ式 1 箇所）及び、物入れ用ネットシェルフ（前後に各 1 箇所）を取り付けること。
- (10) 車体の右側
 - ア 収納箇所は、雨水等が侵入しない構造とすること。
 - イ ネットシェルフを 3 箇所程度取り付けすること。
- 4-4 ストレッチャー防振架台
 - (1) 傷病者室中央付近に取り付けること。
 - (2) 当局で指定するメインストレッチャーを確実に固定し、かつ、容易に解除できる構造の固定装置を取り付けること。
 - (3) 架台は、ストレッチャーの搬入搬出が容易に行え、搬入時に脱輪し難い構造とし、搬入ガイドを取り付けること。
 - (4) 架台は、左右にスライドが可能な構造とすること。
 - (5) 架台は、走行等による振動、及び縦横の加速度を吸収する懸架システムを装備していること。

- (6) 左右のスライド幅は280mm程度とし、2箇所以上の位置でロックすることができるものであること。

4-5 酸素吸入装置（定置型人工酸素蘇生及び酸素吸入装置）

- (1) 酸素ボンベから傷病者室内に酸素配管を取り付けること。
- (2) 酸素配管は、主として側板内及び天板内に敷設し、車内に露出しない構造とすること。
- (3) 酸素配管は、十分な耐圧力及び耐蝕性を有するとともに、走行中の振動及び衝撃等に十分に耐える強度の材質のものを使用すること。
- (4) 酸素配管には、酸素ボンベ固定装置付近に酸素送り出し用接続口を、傷病者室の次の箇所には、酸素取り出し用接続口を取り付けること。

ア 傷病者室右側壁面に2箇所、接続口型式は川重型とすること。

イ 傷病者室右側壁面の加湿流量計部分に1箇所取り付けること。

- (5) 加湿流量計付酸素吸入装置（2人用）を傷病者室右側壁面に適切に取り付けること。

なお、構成部品は次のとおりとすること。

ア 減圧弁は、2次圧0.45MPa（4.5kg/cm ² ）ヨーク型バルブ用	2個
イ 三方チーズ（高圧用）	1式
ウ 二連式加湿流量計	1式
エ デマンドバルブ用アウトレット（マニホールド）	2個付
オ 配管ホース（高圧用）	1式
カ 二連式加湿酸素流量計用ブラケット	1式
キ 10リットル酸素ボンベ	2本

4-6 ステップ及び保護装置等

- (1) サイドスライドドアからの乗降用として、スライドドア内側に階段式ステップを取り付けること。（踏面には防滑テープ貼付）

なお、このステップの床面及び立ち上がり部分には、塗装剥離防止のためのガーニッシュを張ること。

- (2) 運転室への乗降用ステップに、塗装剥離防止のためのガーニッシュを張ること。
- (3) 後部ドアからの乗降用として、ステップを取り付けること。（踏面には防滑テープ貼付）
このステップの床面及び立ち上がり部分には、塗装剥離防止のためアルミ製の保護板を張ること。
- (4) 傷病者室床面の後端部にステンレス製の保護板を張ること。
- (5) 傷病者室床面（スライドドアの昇降口）に金属製等の保護板を張ること。

4-7 取付品

- (1) バックアイカラーカメラ及びカラーモニター兼用ナビゲーションシステム

ア バックアイカラーカメラを車体の適切な位置に取り付けること。

イ キャビン内のダッシュパネルの適切な位置に、カラーモニターを取り付けること。

ウ カラーモニターは、次のとおりとすること。

(ア) カラーモニターはビルトイン又はオンダッシュ方式であること。

(イ) 走行用のシフトレバーがRレンジに入った場合（又は後方モニターONの場合）、自動的にバックアイカラーカメラの映像をモニターするものであること。

(ウ) カラーモニターの画面サイズは、6.5インチ以上とすること。

(エ) TFTカラー液晶モニターとすること。

(オ) 昼夜の照度調節がライト連動であること。

(カ) バックアイカラーカメラ専用の端子を持っていること。

(キ) カラーモニターは、カーナビゲーションシステムのモニター兼用であること。

(ク) ナビゲーション機能は地図情報、車両の位置・進行方向、方位及び渋滞情報等を運転手に正確に提供できることとし、HDD又はSD方式とする。

- (ケ) カーナビゲーションシステムの地図情報は、全国地図及び各都市の詳細な市街地図とし、納車時最新版であること。
- (コ) 地上デジタルチューナーレスとすること。(地上デジタル放送を観れないよう改造等をする可)
- エ バックアイカラーカメラとカラーモニターを専用の配線で適切に結線すること。
- オ バックアイカラーカメラの取り付け及び配線引き込みは、防水対策を適切に行うこと。
- (2) ドライブレコーダー
ドライブレコーダーを、車両進行方向が撮影でき、かつ運転操作に支障のない適切な位置に取り付けること。
- (3) F A S T 車載器
F A S T 車載器を、信号の送受信ができ、かつ運転操作に支障のない適切な位置に取り付けること。
- (4) フロントコーナーセンサー
フロントコーナーセンサーを適切な位置に取り付けること。
- (5) バネフック
運転室の後部の適切な位置に 3 箇所、傷病者室運転席側の適切な位置に 5 箇所（輸液管等用）に取り付けること。
- (6) 小物入れ
運転室の左右ドアの内側に、ドアポケットを取り付けること。
- (7) 消防章
消防章をフロントグリル付近の適切な位置に取り付けること。
- (8) 消火器
車両用 A B C 粉末 6 型の消火器を傷病者室内の適切な位置に取り付けること。
- (9) ホワイトボード
ア 取り付け位置は傷病者室とし、別途指示する。
イ 大きさは、200mm×200mm程度とすること。
- (10) アシストグリップ
ア 傷病者室の天井に 2 箇所以上前後に取り付けること。また、後方のアシストグリップには脱着式の輸液ビンホルダーを 1 箇所取り付けること。
イ 傷病者室の右側 ME 機器ラック上部資機材用収納庫の下部に、それぞれ 1 箇所取り付けること。
ウ 傷病者室の後部ドア付近左側は大型で長めのものを取り付けること。
- (11) カーテン
ア 後部ドアの窓ガラス部分にカーテンを取り付けること。
イ 後部ドアの窓ガラス部分のカーテンは、電動カーテンとすること。
なお、スイッチは、運転席の適切な位置に取り付けること。
ウ カーテンに収納用のホック付バンドを取り付けること。
- (12) 調光フィルム
ア 傷病者室助手席側の窓ガラス（スライドドア含む）に調光フィルムを取り付けること。
なお、取り付け位置は、曇りガラス上部の全面とすること。
イ 調光フィルムは、スイッチの操作により、曇り状態と透明状態が切り換えられること。
ウ 調光フィルムのスイッチを傷病者室の適切な位置に取り付けること。
エ 調光フィルムは、スイッチが「切」の場合に曇り状態とし、「入」の場合は透明状態となるよう取り付けること。
- (12) アナログ式時計
傷病者室の適切な位置にアナログ式時計を取り付けること。

- (13) 地図入れ
地図収納スペースを適切な位置に取り付けること。
 - (14) ペーパータオル収納ホルダー（マグネット式）
傷病者室の適切な位置にペーパータオル収納ホルダー 2 個を取り付けること。
 - (15) ポータブル温冷蔵庫
ポータブル温冷蔵庫を傷病者室の左側前方（スライドドア入口付近）の 2 段式収納庫上段に取り付けること。（DC 12V 対応）
 - (16) ティッシュ・グローブボックス
傷病者室の適切な位置にティッシュ及びグローブボックス固定器具を取り付けること。
 - (17) ETC 車載器
運転席付近の車両操作に支障のない位置に取り付けること。なお、セットアップを適切に行い、納車時使用可能な状態であること。
- 5 電装品
- 5-1 赤色灯
- 5-1-1 赤色警光灯
- (1) フロント上部にビルトインタイプの赤色警光灯（LED 点滅灯増設含む）を一式、リヤ上部に同じくビルトインタイプの赤色警光灯を 2 箇所取り付けすること。ただし、散光式警光灯（LED 式）のものは、両側方から有効に視認できるものであること。
 - (2) 赤色警光灯は、状況に応じ発光パターンを自動で変更する機能を有すること。また、必要に応じ発光パターンを自動で変更しないことも可能な構造とすること。
 - (3) 雨漏れ等のないように適切に取り付けること。
 - (4) 赤色警光灯の取り付けは、防水対策に十分対処すること。
- 5-1-2 赤色点滅灯
- (1) フロントグリルの赤色点滅灯
 - ア フロントグリルの適切な位置に取り付けること。
なお、車両のメンテナンスに支障のないように取り付けすること。
 - イ 赤色点滅灯を台座に取り付ける場合はステンレス製とすること。
 - ウ 赤色点滅灯は、赤色警光灯及び電子サイレンに連動して点滅する回路とすること。
 - (2) フロントバンパー側面部の赤色点滅灯
 - ア 適切な位置に取り付けること。
 - イ 赤色点滅灯は、赤色警光灯及び電子サイレンに連動して点滅する回路とすること。
 - (3) リヤの赤色点滅灯兼作業灯
 - ア 車体後部の跳ね上げ式ドアの適切な位置に取り付けること。
 - イ 赤色点滅灯は、赤色警光灯及び電子サイレンに連動して点滅する回路とすること。
 - ウ 赤色点滅灯兼作業灯は、運転席又は傷病者室で容易に操作できること。
 - (4) 両側面上部の赤色点滅灯兼作業灯
 - ア 両側面上部に作業灯を 4 箇所適切に取り付けること。
 - イ 赤色点滅灯は、赤色警光灯及び電子サイレンに連動して点滅する回路とすること。
 - ウ 赤色点滅灯兼作業灯は、運転席又は傷病者室で容易に操作できること。5-2 拡声装置付電子サイレン
- (1) アンプは、ダッシュパネルに埋め込むこと。
 - (2) ダッシュパネルの適切な位置に、アンプの専用マイクハンガーを取り付けること。
 - (3) 電子サイレンアンプには、次のものを付加すること。
 - ア フレキシブルマイク
 - (ア) 運転者が、走行中外部広報できるように、フレキシブルマイク（指向性コンデンサマイク）を運転席の適切な位置に取り付けること。

- (イ) フレキシブルマイクとアンプを結線し、途中にマイクのスイッチ（パイロットランプ付き）を取り付けること。
- (ウ) フレキシブルマイク用のスイッチ（確認灯付き）の取り付け位置は、ステアリングホイール周囲の適切な位置とすること。

イ 音声合成マイク

音声合成マイク本体に車体側より電源を供給すること。

(4) 音声合成音

ア 緊急走行時に電子サイレンアンプを使用している場合において、スイッチ操作により合成音による拡声を自動的に行えること。

イ 合成音によるメッセージ等は次のとおりとする。

1	救急車が通ります。進路を譲って下さい。
2	交差点に進入します。ご注意下さい。
3	救急車が出動します。ご注意ください。
4	ウー音
5	ご協力ありがとうございました。
6	右へ曲がります、ご注意下さい。
7	左へ曲がります、ご注意下さい。
8	バックします、ご注意ください。

ウ 1～5の合成音はスイッチ操作連動とし、6～8の合成音はシャシーのウインカーとバックギアにそれぞれ連動させること。また、6～8の合成音は車線変更時や不必要な状況においてメッセージを流さないためのOFFスイッチを設けること。

なお、スイッチの取り付け位置等については別途指示する。

エ 上記合成音は、女声音とすること。

(5) スピーカーは、防振及び車内へのサイレン音等の流入について十分な対策を講じること。

5-3 室内照明

(1) 助手席側のフロントピラー付近と傷病者室の前向きのハイバックシート上部に、フレキシブルタイプのスポットライト又はLEDライトを取り付けること。

(2) 運転室に室内灯を取り付けること。

なお、この室内灯は、運転室の左右扉の半ドア警告灯を兼ねるものとする。

(3) 傷病者室天井に、室内灯を取り付けること。

ア 室内灯は4箇所以上とし、適切に取り付けること。

イ 使用する室内灯は、LEDとすること。

ウ 室内灯取り付け部には、室内灯を保護するとともに光りを和らげるための合成樹脂製のカバーを取り付けること。

エ 室内灯に光量調節機能を備えること。

オ 傷病者室の室内灯メインスイッチを運転席付近に取り付けること。

(4) サイドスライドドアステップ及び後部ドアステップを照射するライトを取り付けること。

なお、このサイドスライドドアステップライトは、半ドア警告灯を兼ねるものとする。

(5) 傷病者室内に収容された傷病者の傷病部位等を照射することができるスポットライトを取り付けること。

ア 取り付け数量は2個とし、傷病者及び傷病部位等を有効に照射できるものとする。

イ 傷病者及び傷病部位等を有効に照射できるよう、容易に向きを変えることができること。

5-4 AC100V関係

5-4-1 インバーター

(1) 走行中にAC100V300W程度を通電するコンセントを使用できるようにするため、

DC 12 VからAC 100 Vに変換するインバーターを取り付けること。このインバーターは正弦波インバーターとし50 Hz用で定格300 W以上の性能を有するものとする。

(2) コンセントの形式は、接手形埋め込み2 P（アース付平行2 Pで医療機器のコンセントが接続できるものとする。）型のダブルコンセントを4箇所以上設置すること。

(3) インバーターのメインスイッチを操作が容易な位置に取り付けること。

5-4-2 商用電源による装置

(1) 車庫に待機中における商用電源の車両への引き込みは次のとおりとすること。

ア キャプタイヤコード（CTケーブル）とし、長さが10 m程度で容量に余裕があるものとする。

イ キャプタイヤコードの両端には、それぞれ商用電源プラグ（丸型のゴムプラグ[平行2芯]）及び車両接続用のマグネット式コンセント（外部入力用）を取り付けること。

なお、車両接続用のマグネット式コンセントの取り付け位置は別途指示する。

(2) 傷病者室内コンセント

ア 外部からAC 100 Vの商用電源を引き込み、車内でAC 100 Vの電源が使用できるようにすること。

イ コンセントは、インバーターと共通する自動切換え方式とすること。

ウ コンセントの形式は、上記5-4-1（2）同様接手形埋め込み2 P（アース付平行2 Pで医療機器のコンセントが接続できるものとする。）型のダブルコンセントとすること。

(3) 自動充電装置

AC 100 Vの電源により、シャシー積載のバッテリーに自動的に充電する装置（過充電防止装置付き）を左側後方に取り付けること。

(4) 自動充電装置及び傷病者室内コンセントの電源（AC 100 V）入力は、同一の入力コネクターとすること。

(5) AC 100 V入力コネクター（ヒューズ付）をボディー外部の適切な位置に取り付け、防水対策を施すこと。

(6) キャビン内の適切な位置に商用電源入力中を示す確認灯（赤色LED）を取り付けること。

(7) 配線は同一のコンセントから分岐し、自動充電装置及び傷病者室内コンセントまでそれぞれ結線すること。

(8) 配線は、それぞれの使用電流量に耐える配線とすること。

(9) 配線及び結線部は露出のないようにし、漏電及び防水対策を十分にとること。

(10) 配線は、適正容量のヒューズを介して結線すること。

(11) 必要に応じブレーカー等の緊急遮断装置を取り付けること。

(12) エンジン停止時には、外部入力によりAC 100 Vの電源を入れることで照明等が使用できること。（外部商用自動切替）

5-5 傷病者室の冷暖房装置及び換気扇

(1) 冷房装置

ア 傷病者室の冷房装置を取り付けること。

イ 冷房装置は、傷病者室内を有効に冷房するのに必要な能力を有すること。

(2) 暖房装置

ア 傷病者室の暖房装置を取り付けること。

イ 暖房装置は、温水式のビルトインヒーターとすること。

ウ 暖房装置は、傷病者室内を有効に暖房するのに必要な能力を有すること。

(3) 換気扇

ア 傷病者室の右後方位置に適切に設置し、電動式の換気扇（ベンチレーター）を取り付けること。

イ 換気扇は、傷病者室を適切に換気（排出）できるものとし、換気（排出）量を調節できること。

5-6 雑音防止

- (1) 各電装品（赤色警光灯等）は、電子サイレンアンプが動作中、スピーカーから雑音を発することのないようにすること。
- (2) 充電回路には、ノイズフィルターを取り付けること。ただし、ノイズ対策等が既に取り付けられている場合はこの限りではない。
- (3) 電気回路の接続を繰り返す所には、消弧用コンデンサーを必要に応じて挿入すること。
- (4) 車両の適切な箇所に、必要に応じてボンディングアースを行うこと。アース線は平織のアース線とし、金属で両側端末を処理したものとする。ただし、樹脂コート等によりその効果が期待できないものについては、当局の判断にて除くことができる。また、無線雑音防止用のボンディングアースの取り付けについては別途指示する。

5-7 電流計、電圧計及びアワメーターの設置

- (1) 構成品は、電流計、電圧計及びアワメーターの各本体（第一エレクトロニクス製、又は同等以上の性能を有するもの）分流器及び専用ヒューズホルダー等で構成されるものとする。
- (2) 各計器の取り付け位置は、適切な位置に取り付け、ヒューズホルダー等は、ステンレスのブラケットでバッテリー又はエンジンルームに取り付けること。
なお、バッテリーの引き出しに支障のないよう取り付けすること。
- (3) 電流計は、シャーシ標準電装品及び架装電装品の合計の数値を検知できるよう適切に取り付けること。

5-8 その他の電装品

- (1) 後部ドアには、ハイマウントストップランプを取り付けること。
- (2) エンジンには、アイドリング回転時、使用電気量に応じ、自動的にエンジン回転数を増しオルタネーターの出力を上げるアイドリングアップ装置を取り付けること。
- (3) 運転室の左右ドアの後方又は上付近にサイドフラッシャーランプを増設すること。
- (4) 解除スイッチ付バックブザーを取り付けること。
- (5) 路肩灯
ア 後輪付近（両側）の適切な位置に設けること。
イ 路肩灯は、保安基準認定品（LED）とすること。

5-9 スイッチ盤

- (1) 傷病者室の適切な位置に架装関係のスイッチをまとめて取り付けすること。
- (2) 配線等には、必要に応じ保護用リレーを取り付けること。
- (3) スイッチは、使用電気容量に十分耐え得るものを使用すること。

5-10 ヒューズボックス

- (1) 架装関係の電源は、ヒューズボックスを新たに設け、適正容量のヒューズを介して供給すること。
- (2) ヒューズは、ブレード式ヒューズとすること。
- (3) ヒューズボックスには、各系統の名称及びアンペア数を明記すること。
- (4) ヒューズボックスは、リレーを含め一括して点検の容易な位置に取り付けること。

5-11 配線関係

- (1) ターミナル部の配線接続は、圧着端子を使用すること。
- (2) 配線の貫通部には、ブッシングゴムを取り付けること。
- (3) 電装品付近の配線には、圧着端子または、コンセントによる接続を必ず入れること。
- (4) 配線は、十分容量あるものを使用し、極力天井及び側板内等に敷設すること。
- (5) 配線は、すべて保護のためチューブを通すこと。

- (6) 配線は、各系統に色別すること。
- (7) 配線及び電装品は、エンジン等の発熱部から十分な距離をとり、防熱対策を施すこと。

5-12 保護装置

車内において、除細動器により除細動を行った場合に、車両の機器等に対する障害（電氣的ノイズ及び漏電等による弊害）が起こらないこと。

6 無線装置関係等

- (1) 無線装置等の取り付け用のブラケット（金属製台座）を作成し、運転室内の適切な位置に取り付けること。
- (2) 無線機用アンテナ及びケーブル（260MHz）
 - ア 無線機用アンテナを車両両側の適切な位置に取り付けること。（詳細は別途協議）
 - イ 無線機用アンテナから運転室内の空中線共用器まで、アンテナ用ケーブル（3D2V）を敷設すること。
 - なお、ケーブル敷設は、露出のないように適切に行い、端末は、2m程度の余長をとること。
 - ウ 傷病者室用無線機のハンドセット及び分離制御器等を取り付けるためのスペースを確保し、補強を行うこと。
 - エ 上記(2)ウ（無線機のハンドセット及び分離制御器等）を取り付けのため、助手席後部の仕切りで上隅に配線用スリーブ（内径30mm以上を2本）を入れること。
- (3) 電源については、無線機メーカー推奨の施工方法を採用して実施すること（詳細については別途協議）。また、電源端子の位置については発注者と協議の上決定すること。
- (4) 無線装置一式を別紙1「消防業務用超短波無線電話装置等仕様書（高規格救急自動車(3)）」のとおり取り付けること。
- (5) AVM用電源端子を適切な位置に設けること。
- (6) 運転室及び傷病者室に無線用のスピーカーを設けること。

7 塗装及び表示等

7-1 塗装

- (1) 外装の塗装は、救急車指定の白色とすること。
- (2) 車体の外面周囲には幅70mm程度の帯状の赤色を入れること。
- (3) 赤帯は次のとおりとすること。
 - ア 再帰性に富んだ反射材を、車両両側面及び後面に貼ること。
 - イ 再帰性に富んだ反射材は、3M社製PX9472と同等以上の性能があるものとする。

7-2 記入文字等

- (1) 記入文字の書体は、すべて丸ゴシックとし、体裁よく配列すること。
 - (2) 記入文字の箇所及び大きさ等は、次のとおりとすること。
- なお、「車両略号」については、塗装工程前までに当局より別途指示する。

記入箇所	記入文字	色	大きさ(mm)	記入方向
車体両側及び後面	仙台市消防局	黒	120×120	向かって左側から
車体前面	「車両略号」	赤	80×60	〃
車体両側及び後面	「車両略号」	赤	100×90	〃
屋根（対空標示）	「車両略号」	赤	適 宜	前進方向に向かって左側から
車体前面	仙 台	赤	80×80	向かって左側から

- (3) 記入文字の材質は、フィルムとし、住友スリーエム製スコッチカル（コントロールタック）

又は、同等以上の性能があるもので、フィルム表面には、クリア加工処理をすること。

- (4) サイドルーフ両側などに、別途指示する文字及び写真ステッカー並びに車体後方両側面下部には、「令和8年度石油貯蔵施設立地対策等交付金施設」（大きさは別途指示）と記入すること。

7-3 素地調整

塗装及び文字記入前は、素地調整を十分に行うこと。

7-4 特殊防錆塗装

特殊防錆塗装（ジーバート塗装またはメーカー指定の防錆塗装）を次のとおり行うこと。

- (1) シャシー下廻り
- (2) 各ドア内側
- (3) フェンダー内側
- (4) キャビン内側

7-5 表示

- (1) スイッチ類には、すべて名称及び必要な表示をすること。
- (2) 計器類には、絵文字、又は名称を表示すること。
- (3) 電源関係のコンセント等には、次のとおり表示をすること。

ア AC100Vのコンセントには、その取り付け部の直上に「AC100V」と表示すること。

イ DC12Vのコンセントには、その取り付け部の直上に「DC12V」と表示すること。

ウ 商用電源車両接続用コネクタ（外部入力用）には、その取り付け部の直上に「商用AC100V」と表示すること。

- (4) 燃料補給口には、燃料の種類が容易に確認できるよう表示をすること。

7-6 反射テープ

- (1) 扉開放時、扉が開放していることが確認できるように扉の側面に反射テープを取り付けこと。
- (2) 取り付ける扉は、車体外部へ開く全ての扉（スライドドア含む）とする。
- (3) 反射テープは、住友スリーエム製スコッチライト（高輝度タイプ981-71型）又は同等以上の性能があるものとする。

8 取付品、積載品及び付属品

取付品、積載品及び付属品は、別表のとおりとし、この仕様書で指定するもの以外で公表された標準添付品は、すべて納入すること。

9 取付品、積載品、付属品、及び搭載品

- (1) 別表1、別表2、別表3、別表4のとおりとし、受注者の負担とすること。
なお、これらの取り付けは、受注者が行うものとし、本仕様書に基づいて救急業務に支障のないよう取り付けること。
- (2) 別表5については当局から別途支給する。また、寸法等の諸元は別途指示する。
- (3) 別表2及び別表4で指定する積載品、医療機器等には、次のとおり文字を記入すること。
ア 書体は、丸ゴシックとすること。
イ 大きさ及び色については、適宜とすること。
ウ 記入文字については、「仙台市」及びルーフと同じ文字とし、塗装工程前までに当局より別途指示する。

別表1 取付品一覧表（1台当たり）

「数量欄」：単位が「式」と表示されているものは、1式当たり、本体の数量1につき付属品等1組を合わせたものである。

	品 名	数量	備 考
1	時計	2 台	運転室は小型デジタル電波時計とし、傷病者室は秒針付のアナログ型であること。
2	ラジオ	1 式	車両メーカー純正品のAM・FMラジオ又は、同等以上の性能のもの。
3	サンバイザー	1 式	運転席側及び助手席側
4	無線機	1 式	無線装置 別紙1「消防業務用超短波無線電話装置等仕様書（高規格救急自動車（3））」のとおり
5	フロントフォグランプ	1 式	車両メーカー純正品また同等以上の性能を有するもの
6	地図入れ	1 式	当局の指定する地図が入ること。大きさは別途指示。
7	エアコンディショナー	1 式	デュアルエアコン又はフロントエアコン＋リアクーラー
8	消防章	1 個	径 150mm クロームメッキ製
9	前部赤色警光灯	1 式	車両メーカー純正品または同等以上の性能を有するもの
10	後部赤色警光灯	1 式	車両メーカー純正品または同等以上の性能を有するもの
11	赤色点滅灯 （フロントグリル）	1 式	大阪サイレン製 LFA-150または同等以上の性能を有するもの
12	赤色点滅灯 （フロントバンパー側面）	1 式	大阪サイレン製 LFA-100または同等以上の性能を有するもの
13	赤色点滅灯兼作業灯 （跳ね上げ式ドア上部）	1 式	小糸製作所製 LEDHK1（2灯）または同等以上の性能を有するもの
14	赤色点滅灯兼作業灯 （車両両側面）	1 式	小糸製作所製 LEDHK1（片側2灯）または同等以上の性能を有するもの
15	電子サイレンアンプ等	1 式	サイレン：車両メーカー純正品又は大阪サイレン製 OPS-D151Q（音声合成 ROM:No.510、601付または同等以上の性能を有するもの） マイク：車両メーカー純正品又は大阪サイレン製MC-D1 または同等以上の性能を有するもの（サイレンアンプ付属品可）
16	スピーカー	2 式	内蔵型 50W

17	バックアイカラーカメラ	1 式	車両メーカー純正品又は同等以上の性能を有するもの
18	バックアイカラーカメラ用 カラーモニター兼用カーナビ ゲーションシステム	1 式	ビルトイン又はオンダッシュ方式で車両メーカー純正 品又は同等以上の性能を有するもの
19	F A S T 車載器（支給品）	1 式	現場急行支援システム用車載器 ※支給品を取り付けること
20	スポットライト	2 箇所	運転室とハイバックシート用マップランプ
21	輸液ビンホルダー	2 個	傷病者室（4 本分）
22	ホワイトボード	1 式	200mm×200mm程度の大きさでペン(赤×1と黒×2 本)付き、ペン立て付き
23	補助ミラー（ドアミラー）	1 式	助手席用ドアミラー
24	泥よけ	4 枚	車両メーカー純正又は同等以上の性能を有するもの
25	登録ナンバープレートフレイ ム（前・後）	各 1 個	
26	自動充電装置	1 式	大阪電子器材製 S A - 1 2 P X - C 又は同等以 上の性能を有するもの
27	ドライブレコーダー	1 式	K E N W O O D 製 D R V - R 3 0 S 又は同等以上の 性能を有するもの
28	DC12V 電源自動切替装置	1 式	P 5 1 0 - R S 1 0 又は同等以上の性能のもの
29	シートカバー	2 式	1 式は積載のみ
30	コーナーセンサー	1 式	フロントコーナーセンサー
31	ETC 車載機	1 式	シャシーメーカー純正品又は同等以上のもの

別表2 積載品一覧表（1台当たり）

※印は、取付装置を含む。又、文字の欄に○印があるものについては文字を記入すること。

	品名	文字	数量	備考
1	※メインストレッチャー	○	1式	ファーノワシントン社製 モデルモンディアルストレッチャー ST70-J/RS-J（ホイールコンダクティブタイプ含む）又は同等以上の性能を有するもの（両側リンケージシステム付） ※点滴スタンド取付け位置：傷病者右側頭部足部各1箇所
2	サブストレッチャー	○	1式	ファーノワシントン社製 モデル107又は同等以上の性能を有するもの ※支給品
3	※バックボード	○	1式	ファーノワシントン社製 モデル2010、436-IP（固定ベルト4本）、445（ヘッドイモビライザー）又は同等以上の性能を有するもの
4	※スクープストレッチャー	○	1式	ファーノワシントン社製 モデル65EXL又は同等以上の性能を有するもの
5	万能オノ		1本	（救助器具）ベンケイ型 ※新規に納品すること
6	ガラスカッター		1本	（救助器具） ※新規に納品すること
7	シートベルトカッター		1本	（救助器具） ※新規に納品すること
8	バール		1本	（救助器具）長さ600mm程度 ※新規に納品すること
9	番線カッター		1本	（救助器具）長さ300mm程度 ※新規に納品すること
10	救助器具用ケース		1 セット	上記No.6～10を収納できるもの ※新規に納入すること
11	リコイルLED型ライト		3式	ペリカン製LED#2410又は同等以上の性能を有するもの
12	※温冷蔵庫	○	1式	AC100V・DC12V兼用で使用でき、0度から60度程度まで、1度ごとの温度調節が可能なもの
13	※消火器		1個	車両用6型粉末ABC消火器
14	傷病者搬送用マット	○	1枚	エアーストレッチャー株式会社製アジャストストレッチャー（ADJ-001）又は同等以上の性能を有するもの。（可動式安全ベルト含む）
15	枕		1個	カマボコ枕ベルト付（モンディアル用）又は同等以上の性能を有するもの

別表3 付属品一覧表（1台当たり）

	品名	数量	備考
1	スペアタイヤ（夏タイヤ）	1本	ホイール付（バランス調整済のもの）
2	スタッドレスタイヤ	4本	ホイール付（バランス調整済のもの）
3	標準工具	1式	点検ハンマーを含む
4	整備工具	1式	ドライバー（中）プラスマイナス各1本、 プライヤー 150mm 1本 両口スパナ（8mm×9mm、10mm×12mm、14mm×17mm）各1本
5	非常信号用具	1式	2色信号灯、赤旗、非常停止板
6	電源コード（10mもの）	1本	キャプタイヤケーブル（CTケーブル）で外部商用 100V 入力用
7	フロアマット	1組	前後席分
8	車輪止（ゴム製）	1組 （2個）	1. 5mのロープ付
9	エンジンキー	1式	リモコンキーを3個 リモコン無しのを2個
10	ハイグリース	1本	（株）イチネンケミカルズ ハイグリース（防錆潤滑グリース） 又は同等以上の性能を有するもの
11	タイヤチェーン	2組	S C C 製 ケーブルチェーン又は同等以上の性能を有する もの
12	ワイパースノーブレード	1式	シャシーメーカー純正品又は同等以上の性能を有するもの
13	予備電球及びヒューズ	1式	シャシ取付数の半数 ただし、ヘッドランプとフォグランプは除く
14	車両整備用品	1式	水垢取り剤、洗車ブラシ、洗車スポンジおよびボディワッ クス（250g）
15	補修用塗料	1本	タッチペンタイプ（白色）

別表4 医療機器等（1台当たり）

※印は、取付装置を含む。又、文字の欄に○印があるものについては文字を記入すること。

	品名	文字	数量	備考	医療機器	販売資格	管理者
1	※二連式加湿流量計(定置型人工蘇生装置及び酸素吸入装置用)		1式	オキシパック OX-Ⅲ S 又は同等以上の性能のもの	クラスⅡ	届出	設置
2	酸素ボンベレギュレーター		2式	ヨーク対応型	クラスⅡ	許可	設置
3	※鋼製10リットル酸素ボンベ(酸素未充填のもの)	○	2本	ヨーク式バルブ(取手付)	非該当	不要	不要
4	※耐振動血圧計	○	1式	ウォール型アネロイド式 直径15cm程度	クラスⅠ	不要	不要
5	※吸引器(AC/DC兼用型)	○	1式	アキュバック・プロ ・専用ブラケット ・ショルダーストラップ ・コンバージョンキット 付 又は同等以上の性能のもの	クラスⅡ	届出	設置
6	自動式人工呼吸器		1式	専用取り付け装置 ※本体は別途支給	非該当	不要	不要

別表5 搭載品（支給予定品）一覧表（1台当たり）

	品名	数量	備考
1	半自動除細動器	1式	メーカー型式については別途指示
2	自動式心マッサージ器	1式	メーカー型式については別途指示
3	患者監視装置	1式	メーカー型式については別途指示
4	救急活動バック	1式	詳細については別途指示

消防業務用超短波無線電話装置等仕様書（高規格救急自動車（3））

令和 8 年度
仙台市消防局

1 概 要

本仕様書は、当局が購入する消防自動車に積載する「車載型超短波無線電話装置」（以下「車載無線装置」という。）及び「車載系データ端末装置」（以下「車載端末装置」という。）の仕様、設置機器等について必要な事項を定める。

2 車載無線装置

- (1) 購入する車両に設置すること。設置位置については発注者と別途協議し決定すること。

ア 車載型移動局無線装置… 1 台

（ゼネラル製 CM-2011D3/CM-2011D2 取付金具(マウントシャーシ CM-2011D)を含む）

イ 空中線共用器… 1 台

ウ ハンドセット…2 台（※車両により台数が変動する場合あり）

（ゼネラル製 MC-175A ハンドセットホルダ含む）

エ スピーカ…2 台（※車両により台数が変動する場合あり）

（車内用 2 台）

オ 分離制御器…1 台

（ゼネラル製 RC-2011A）

- (2) 各機器間にケーブルを敷設すること。ケーブルは機器製造メーカーの純正品とし、受注者が新規に手配すること。

- (3) 各機器の設置に係る作業方法、作業日程及び作業場所等については、発注者の指示に従うこと。

- (4) 機器設置後に動作試験を行い、試験結果を発注者が指示する試験成績書に記載すること。進行波及び反射波は製造メーカーの保証範囲内とすること。

3 車載端末装置

- (1) 以下の機器を設置できるように車両内のスペースを確保すること。

ア PCユニット

イ 車載電源制御ユニット

ウ カーアダプター

エ IO拡張ユニット

オ LTE通信ユニット

カ LTE通信アンテナ

キ GPSアンテナ

ク 外部補助設定器

(2) 各機器の設置数及び設置場所については、発注者が別途指示する。

4 各機器の構成

車載無線装置及び車載端末装置の構成品、外観図等については別図のとおり。

5 提出書類

引渡し時に以下の書類を提出すること。

(1) 機器構成一覧図（接続系統図、施工図）… 1 部

(2) 試験成績書… 1 部

6 その他

(1) 仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上実施すること。

(2) 本仕様書に明記されていない事項であっても、当然に必要なものについては受注者の負担で処理すること。

1. 概要

本装置は、各消防車両等に搭載して、指令センターより指令情報の受信、指令センターへ車両の GPS 位置情報、動態情報の送信を行うものである。また、病院情報、警防情報等の各種情報検索機能を有し、消防活動等の支援情報を表示できるものである。

2. 構成

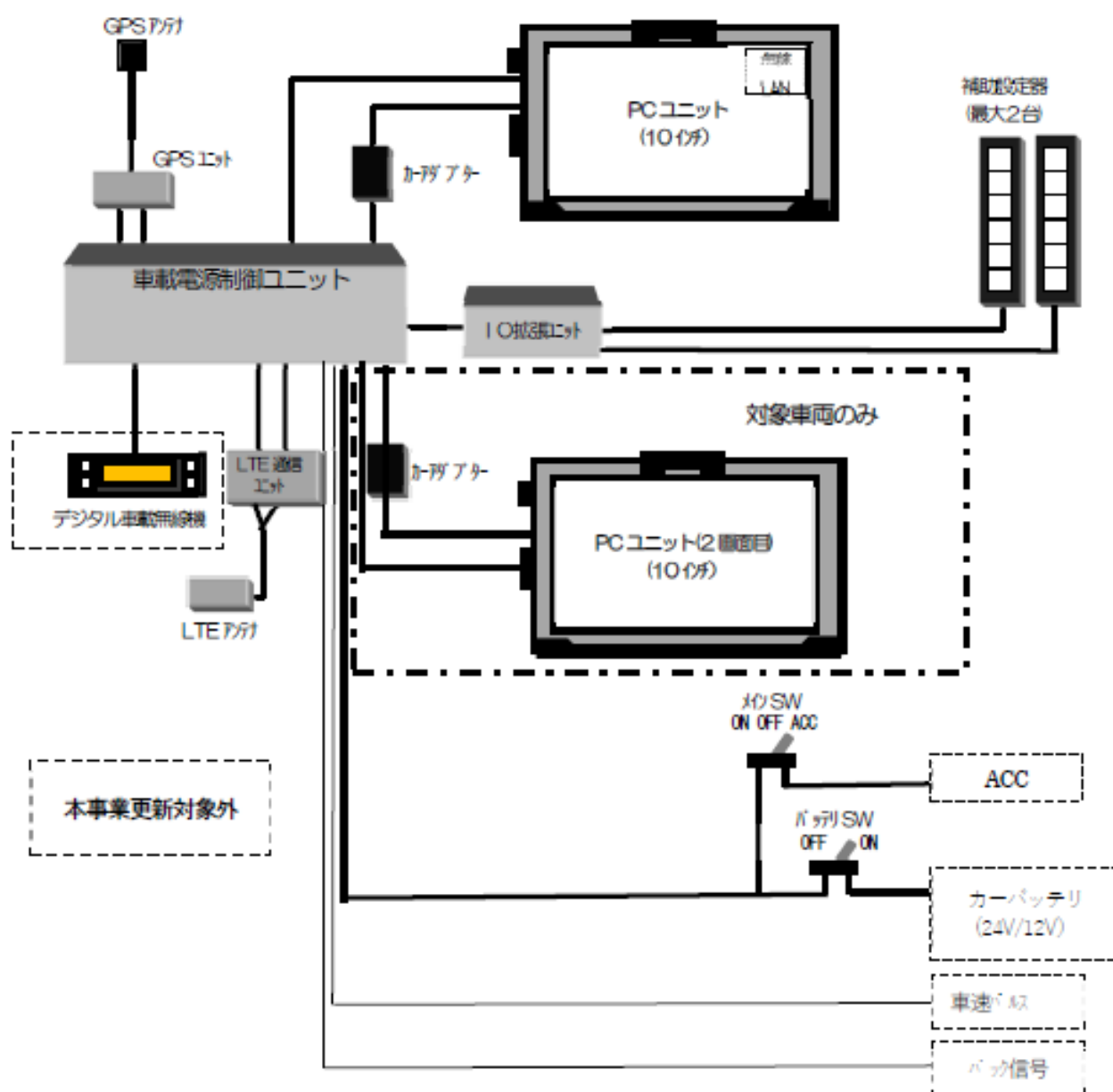


図 1-1 車載端末装置 接続系統図

3. 諸元、仕様（主要機器）

(1) 外形寸法

項	品名	幅[mm]	×	高[mm]	×	奥 [mm]
1	PCユニット(2 面を含む)	279(W)	×	188(H)	×	23.5(D)
2	カーアダプター	140(W)	×	28(H)	×	79(D)
3	車載電源制御ユニット	200(W)	×	60(H)	×	170(D)
4	GPS ユニット	100 (W)	×	25 (H)	×	50.4 (D)
5	LTE通信ユニット	139.4(W)	×	43(H)	×	131.6(D)
6	IO 拡張ユニット	100 (W)	×	65 (H)	×	30 (D)
7	メインスイッチ	43(W)	×	71.6(H)	×	50.8(D)
8	エンジンスイッチ	30(W)	×	40(H)	×	96 (D)
9	補助設定器	40 (W)	×	160(H)	×	49(D)

※ 突起部、取付金具は除く

(2) 重量

項	品名	重量
1	PCユニット(2 面を含む)	約 1,190g
2	カーアダプター	約 382g
3	車載電源制御ユニット	2,000g 以下
4	GPS ユニット	200g 以下
5	LTE通信ユニット	約 420g
6	IO 拡張ユニット	300g以下
7	補助設定器	約 350g

(3) 一般仕様

①PCユニット(2 画面を含む) (FZ-G2NBMBPAJ-panasonic)

項	項目	仕様
1	OS	Windows 11 Pro 64ビット
2	CPU	インテル® Core™ Ultra 5 プロセッサー 135U(Intel vPro®テクノロジー対応)
3	メインメモリ	16 GB LPDDR5x SDRAM
4	ストレージ	SSD 512 GB
5	モニタ	10.1 型 WUXGA (1920×1200ドット) (16:10)
6	タッチパネル	静電容量式マルチタッチパネル+デジタイザ機能付き
7	無線LAN	IEEE802.11a(W52/W53/W56)/b/g/n/ac/ax 準拠
8	LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
9	その他インターフェース	USB 3.2 Gen.1 Type-A ポート×1、USB Type-C® ポート (Thunderbolt™ 4 対応) ×1、LAN コネクター (RJ-45) ×1
10	消費電力	最大約 110W

②カーアダプター

項	項目	仕様
1	入力電圧	DC 12.0~32.0V
2	出力電圧	DC 15.0V 8.0A

③車載電源制御ユニット

項	項目	仕様
1	入力電圧	DC 12V (DC 10.5~13.8V) (±20%) DC 24V (DC 21.0~27.6V) (±20%)
2	出力電圧	PCユニット用: DC12V/8A 拡張ディスプレイ:DC12V/8A GPS ユニット:12V/0.5A モバイル通信ユニット:12V/0.5A 予備:12V/0.5A(6W)
3	外部インターフェース	LAN、USB2.0、シリアル
4	消費電力	150W以下(待機電力0.6W 以下)

④GPS ユニット

項	項目	仕様
1	GNSS 仕様	GPS, GLONASS, SBAS, QZSS 衛星に対応 ジャイロセンサ、加速度センサ、車速パルス、バック信号を 組み合わせて自律航法測位可能
2	電源電圧	アクセサリ DC 9.0V~27.0V (DC12V/24V 対応) バッテリー DC 9.0V~27.0V (DC12V/24V 対応)
3	車速パルス電圧	DC 0~1V (Low レベル) DC 3~27V (High レベル)
4	車速パルス周波数	2000Hz (短周波であること)
5	バック信号電源	DC 0~1V (Low レベル) DC 3~27V (High レベル)
6	消費電流	500mA
7	暗電流	300 μ A

⑤LTE通信ユニット

項	項目	仕様
1	入力電圧	DC 9~36V
2	消費電流(DC12V)	約 326mA / 最大 (外部給電無負荷時) 約 30mA / スリープ (スタンバイモード)
3	無線通信インターフェース	LTE Band 1(2.1GHz 帯), Band 19(800MHz 帯), Band 8(800MHz 帯), Band 39(1.9GHz 帯), Band 18(800MHz 帯)
4	通信インターフェース	LAN:10BASE-T/100BASE-TX, 1 ポート 接点入出力:入力 4ch, 出力 2ch

⑥IO 拡張ユニット

項	項目	仕様
1	入力電圧	USB バスパワーによる:4.75V~5.25V ($\pm 5\%$)
2	入力電流/消費電力	0.5Amax / 2.5W 以下
3	USB-IF 機能	CH 数 :1ch 通信仕様:USB2.0
4	外部設定器-IF 機能	CH 数 :3ch 通信仕様:接点入力/LED 点灯制御出力

⑦補助設定器

項	項目	仕様
1	入力電圧	DC 12V $\pm 20\%$
2	消費電流	1.6W 以下
3	構造	防滴構造
4	ボタン数	6ボタン
5	スイッチ	照光スイッチ(単色/黄色系)、プッシュ式、モーメンタリタイプ